

ケアラー支援の推進に係る広報啓発物制作業務 仕様書

1 委託業務の名称

ケアラー支援の推進に係る広報啓発物制作業務

2 趣旨・目的

近年、高齢の方のみの世帯や共働き世帯の増加など、世帯・社会構造は大きく変化し、老々介護や遠距離介護、ヤングケアラー、ダブルケア、働き盛りの介護離職など、家族介護者、いわゆる「ケアラー」を取巻く様々な課題が顕在化してきた。こうした状況を踏まえ、全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現が図ることができる社会の実現を目的に、令和6年11月11日、京都市会議員全員の共同提案により「ケアラーに対する支援の推進に関する条例（以下「条例」という。）」が施行された。条例は、京都市会においてケアラーである当事者や支援者の皆様の御意見を聴取し、その思いを織り込んで制定されており、市民の皆様とともに作り上げられた。

「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みである。条例は、「全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会を実現する」ことを目的としており、京都市では、市民等、事業者、関係機関、学校等、民間支援団体等の様々な人や機関・団体等がお互いに連携・協力しながら、ケアラーを社会全体で支えるまちづくりを目指していく。

このような条例の理念を市民皆様と共有し、全てのケアラーが自分らしく生きることができる社会の実現と一緒に目指していくため、広報・啓発を実施するに当たり、広報啓発物の制作等に係る業務を委託するものである。

3 委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

4 委託内容

(1) ポスターの作成

ア ケアラーとは何かを具体的に示すとともに、年齢や言語等によるケアラーの多様性（ヤングケアラーや若者ケアラー、ダブルケアラー、ワーキングケアラー等）が視覚的に認知しやすいデザインとすること。

イ 広く市民に分かりやすい内容とし、専門用語は避け、平易な言葉遣いにすること。また、容易にアクセスでき、電子媒体による円滑な情報共有が図れるよう、概要等を掲載したページ（京都市情報館等）へリンクする二次元コード（QRコード）を記載すること。

ウ 仕様は次のとおりとすること。

規格：B2版（縦）、フルカラー印刷、マットコート紙

デザイン：目を引くデザイン、ケアラーの多様性が一目で分かる内容、シンプルなメッセージ

エ デザインの最下部右端に印刷物番号、発行日、発行者（京都市）を掲載可能なスペースを空けること。

(掲載イメージ)

京都市印刷物番号第●●●●●号 令和●年●月発行

発行：京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室

オ 本市が作成するシンボルマーク、キャッチコピーを使用すること。なお、シンボルマーク及びキャッチコピーは、必要に応じて、イメージを損なわない範囲でデザイン等を加工することが可能。

※ シンボルマーク及びキャッチコピーは令和7年8月頃に決定する予定。

カ 京都市のロゴマークを記載すること。

キ イラスト、写真等を使用する場合は、受託者において手配・作成すること。

なお、イラスト、写真等は、著作権処理がされたものを使用すること

ク カラーユニバーサルデザインや見やすいフォント（UDフォント）等に配慮し、理解しやすいものとする。

(2) リーフレットの作成

ア ケアラーの年齢や言語等による属性（ヤングケアラーや若者ケアラー、ダブルケアラー、ワーキングケアラー等）に応じた相談先等を記載するとともに、手に取ってもらいやすく、世代・性別を問わず、全ての市民にとってわかりやすいデザインとすること。また、容易にアクセスでき、電子媒体による円滑な情報共有が図れるよう、概要等を掲載したページ（京都市情報館等）へリンクする二次元コード（QRコード）を記載すること。

イ 年齢、言語等、ケアラーの多様性に配慮するとともに、広く市民に分かりやすい内容とするために、以下の種類のリーフレットを作成すること。

i 一般市民向け

ii 子どもや障害のある方、日本語を母語としない方向け（やさしい日本語版）

ウ 仕様は次のとおりとすること。

規格：A4版、二つ折り加工、両面フルカラー、マットコート紙

表現：専門用語を避け、平易な言葉遣い

デザイン：ユニバーサルデザインに配慮し、分かりやすいレイアウトと配色。なお、ポスターに使用したイラスト等を転用することも可能。

＜デザイン及び原稿のコンセプト＞

表面：見る人が興味を持ち、興味を抱くようなデザインとすること

中面：「8 参考資料」に掲載している内容を踏まえ、各ケアラーの属性等に応じた相談先等について、わかりやすく記載（イラストの有無は問わない）

裏面：自由記載

エ その他は、上記(1)のエ〜クに準ずること。

(3) チラシの作成

ア 中小企業等の従業員の介護離職防止を目的として、従業員と企業に対する介護保険制度や仕事と介護の両立支援制度について、わかりやすく紹介すること。

イ 広く市民に分かりやすい内容とし、専門用語は避け、平易な言葉遣いにすること。また、容易にアクセスでき、電子媒体による円滑な情報共有が図れるよう、概要等を掲載したページ（京都市情報館等）へリンクする二次元コードを記載すること。

ウ 仕様は次のとおりとすること。

規格：A 4 版、両面フルカラー、マットコート紙

デザイン：ユニバーサルデザインに配慮し、分かりやすいレイアウトと配色。なお、ポスターに使用したイラスト等を転用することも可能。

<デザイン及び原稿のコンセプト>

表面

・表面の7割程度は、以下のリンク先に掲載のチラシ（P 1 2）を参考に、働きながらケアを担う従業員の目を引くようなアイキャッチ性に優れたデザイン及びキャッチフレーズにより、気付きや関心を与えるような内容にすること。

URL： <https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001486939.pdf>

・残り3割程度は、働きながらケアを担う従業員がいることやその悩みや課題、企業としてできること等について、企業に気付きを与えるようなデザイン及びメッセージを記載すること。

裏面

・仕事とケアの両立のための制度や相談先等について、URL及び二次元コードを併記し、わかりやすく案内すること。

・従業員向けの制度及び相談先（「京都市すこやか進行中」など）と企業向けの制度及び相談先（育児・介護休業法の改正内容や仕事と介護の両立に関するページなど）に分けて記載すること。

エ その他は、上記(1)のエ〜クに準ずること。

(4) 啓発動画の作成

ア ケアラーとは何かを説明したうえで、ケアラーの年齢や言語等によって多様な属性のケアラーがいること（ヤングケアラーや若者ケアラー、ダブルケアラー、ワーキングケアラー等）をわかりやすく発信し、ケアラーの認知度向上を図るとともに、ケアラー自身の当事者意識の醸成を図ることができる発信内容にすること。

イ ケアは家族だけが当然に担うべきものではなく、ケアラーを社会全体で支えていく必要があることが伝わる内容とすること。

ウ ケアラー支援に関する取組や相談先等について、年齢や言語によらず、広く市民が理解し、受容できる内容とすること。

エ 本市が作成するシンボルマーク、キャッチコピーを使用すること。なお、シンボルマーク及びキャッチコピーは、必要に応じて、イメージを損なわない範囲でデザイン等を加工することが可能。

※ シンボルマーク及びキャッチコピーは令和7年8月頃に決定する予定。

オ 動画制作に必要な撮影や映像作成を行うこと。出演者や協力者に関する交渉も受託者において行うこと。なお、動画作成に際して必要となる、使用料、出演料、謝礼金のほか、音楽素材や独自で使用した素材等に関する著作権等の処理及び使用料等の費用は委託料に含む。

カ 動画は、日本語字幕及び英語字幕を別で作成すること。また、音声がなくとも動画の内容が伝わ

るように配慮すること。

キ 動画における肖像権、差別用語等の人権及び個人情報には十分に注意をはらうこと。また人物を撮影する際は、必要な肖像権の処理を行うこと。

ク 動画は、場所や季節に限らず作成から3～5年間使用できるよう表現等に配慮すること。

ケ 動画の加工・編集、音楽、音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行い、内容を理解しやすくする構成とすること。また、必要に応じて効果的な音響を使用すること。

コ 本業務で制作したコンテンツについては、契約終了後も各媒体で無期限に公開を継続できるようにすること。その際に生じる出演料、楽曲使用料等については、受託者の負担とする。

サ 仕様は次のとおりとすること。なお、WEBサイトやSNS、デジタルサイネージ、その他効果的な媒体での掲載・配信を前提とし、PCやスマートフォン等でも視聴できるものを作成すること。

時間：1分～3分程度のロング動画及びそれを15秒程度にまとめたショート動画。

形式：MP4及びWMV形式

解像度：幅1920px×高さ1080px（フルHD）以上

アスペクト比：YouTubeやデジタルサイネージ動画等に適した規格

音声：ナレーション、BGM、効果音など

(5) ステッカーの作成

ア 本市が作成するシンボルマーク、キャッチコピーを使用したステッカーを作成すること。また、必要に応じて、イメージを損なわない範囲でデザイン等を加工すること。

※ シンボルマーク及びキャッチコピーは令和7年8月頃に決定する予定。

イ 仕様は次のとおりとすること。

サイズ：5cm×5cm 丸形

用紙：アート紙

(6) 留意事項

ア 詳細な内容については、プロポーザルでの提案内容を基に京都市と受託者で協議し、内容を決すること。

イ 成果物の提出を行うまでに複数回、内容確認及び修正指示の機会を設けること。

5 成果物の提出（納品）等について

(1) ポスター及びリーフレット並びにチラシ

ア 印刷データ

pdf形式及びai形式にて、CD-R又はメール添付等の方法で本市に提出すること。

※ 校正は3回程度を基本とするが、校了まで市の要請に応じて校正できる体制を整えること

イ 印刷物（数量）

・ポスター 2,000部

・リーフレット 一般市民向け：10,000部

やさしい日本語版：10,000部

- ・チラシ 2,000 部

ウ 納品先

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室 企画・ケアラー支援推進担当（竹原・櫻井・小野）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（北庁舎4階）

TEL：075-222-3527 エ 納期（印刷物）

- ・ポスター：令和7年10月10日（金）
- ・リーフレット：令和7年10月20日（月）
- ・チラシ：令和7年11月7日（金）

(2) 啓発動画（ロング動画及びショート動画共通）

ア 動画データ

MP4及びWMV形式にて、電子データをメールで提出するとともに、DVD-R等の記録媒体で納品すること。

※ 校正は1つの動画に対して3回程度を基本とするが、校了まで市の要請に応じて校正できる体制を整えること。

イ 動画素材

編集可能な形式にて、電子データをメールで提出するとともに、DVD-R等の記録媒体で納品すること。

ウ 納期

令和7年11月7日（金）

(3) ステッカー

ア 印刷データ（契約業者においてデザインを加工した場合）

pdf形式及びai形式にて、CD-R又はメール添付等の方法で本市に提出すること。

イ 印刷物（数量）

2,000 部

ウ 納品先

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室 企画・ケアラー支援推進担当（竹原・櫻井・小野）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（北庁舎4階）

TEL：075-222-3527

エ 納期（印刷物）

令和7年11月7日（金）

6 業務実施報告書の提出

委託業務終了後、速やかに業務全体の実施概要及び報告書を、電子データで本市に提出すること。

7 その他の留意事項

- (1) 打ち合わせ・協議等は本業務の進捗に合わせて綿密に行うこと。
- (2) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上、決定するものとする。

る。

- (3) 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として京都市に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、京都市の承諾を必要とする。
- (4) 受託者は、本業務において知った情報を他に漏らしてはならない。また、別に定める「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」及び個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守すること
- (5) 業務の履行に伴い発生した受託者の責に帰する損害については、受託者が責任を負うこと。
- (6) 包括的な業務の再委託は禁止とする。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得なければならない。
- (7) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (8) 本仕様書に記載されている事項の他、京都市契約事務規則に基づくこと。
- (9) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを京都市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書で行うこと。
- (10) 受託者はこの仕様書に定める事項または定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ実施すること。

8 参考資料

- ・京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例
<https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/img/news/R06/061106carer4.pdf>
- ・京都市ケアラーに対する支援の条例の周知リーフレット
<https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/img/news/R06/061203carer1.pdf>
- ・京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例の制定の取組（京都市会のホームページ）
<https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/news/R06/carers.html>
- ・ケアラー支援に関する京都市の取組について
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000340927.html>
- ・福祉のお悩み・お困りサポートリンク集
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000304418.html>
- ・ヤングケアラーへの支援について
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000302797.html>
- ・令和6年育児・介護休業法改正を踏まえた事務的な介護両立支援の具体化に関する研究会（第2回）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001486939.pdf>
- ・京都市すこやか進行中
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000342758.html>
- ・育児・介護休業法について（厚生労働省HP）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>
- ・仕事と介護の両立支援（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html